

## 森は水の源(みなもと) 水は命(いのち)の源 川は命のつながり

上流は下流を思い、下流は上流に感謝する木曽川・飛騨川・愛知用水の交流を

1992年6月に国連の環境サミットがブラジルのリオ・デ・ジャネイロで116カ国の大統領や首相、176カ国の政府代表者、2,400人のNGO代表らが参加して開催されました。「かけがえのない地球」・地球の明日のために、気候変動条約と生物多様性条約が締結されました。その後、2つの締約国会議(COP)として、開催されてきています。生物多様性条約締約国会議・COP16は昨年10月21日～11月1日にコロンビアのカリで開かれました。また、気候変動条約第29回締約国会議・COP29は、昨年11月11日から24日までアゼルバイジャンの首都バクーで開催されました。この会議に参加しているNGO団体から、今回も脱炭素の取り組み状況に対して5回連続の「化石賞」が日本に贈られました。

今日の地球は、暴力に満ち溢れた「カオス」、「未来」は権力者たちによって、混迷を深めています。

日本では、全国の10代から20代の若者16人が、二酸化炭素の削減を求めて、電力会社10社の火力発電の停止・撤廃を求めた裁判を名古屋地裁に起こしました。5月22日には名古屋地裁で「若者気候訴訟」第3回公判が開かれました。公判は午後2時からですが、100人の傍聴券を求めて、1時ごろから地裁前に約200人が並びました。並んでいる人びとの多くは、若者です。隣合わせに並んだ20代の若者とやり取りしました。「どこから来たのですか」「兵庫県の丹波です」「この訴訟の関心事はどこですか」「私たちのミライに関わるからです」…、話のやり取りは、弾んでいきました。

みん・みん会会員であり、山スキーマの市民団体メンバーでもある経塚茂さんに、この公判内容の文章を寄せていただきました。(事務局 かわさき)

### 明日を生きるための若者訴訟

### ～気候変動は人権侵害 CO2の削減をもとめる～

温暖化の影響で、近年、「線状降水帯」や大型台風が多数発生し、甚大な被害をもたらしています。今年の2月には、岩手県大船渡市などで山火事が発生し、大規模な被害が出ました。これらは、CO2の大量排出による現象で、自然災害でなく「人災」です。アウトドアコミュニティである POW (Protect Our Winters) との関わりでは、気候変動の影響で降雪量は年々減少し、スノースポーツを

楽しむ期間が短くなっています。2050年までCO2排出をゼロにする努力をせずに、このままCO2を排出し続ければスポーツを楽しむ権利が奪われ、人命が失われる危険が想定されます。まさに人権侵害です。

昨年10月24日に名古屋市や全国の10代～20代の若者16人が名古屋地裁に、主な火力発電事業者10社に対して、CO2排出量の削減を求める「明日を生きるための若者訴訟」を起こしました。

5月22日に第3回口頭弁論が行われ傍聴し、その後の報告会に参加してきました(写真)。

#### 10代～20代の若者(原告)の主張は

◆危険な気候変動は重大かつ深刻な影響の帰結の予見可能性は、もはや法的争点ではない。◆この帰結の回避の可能性は、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)によって示されている。◆1.5度の目標に整合しない排出行為は違法である。◆気候変動の原因となるCO2を排出について、未然防止原則に照らして差止請求



権が発生する。◆民法 709 条制定の経緯から、差止請求は認められる。

民法 第 709 条： 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

#### 電力会社等（被告）の主張は

◆ IPCC の第 6 次評価報告書は 1 学説であり、それが正しいとは限らない。◆ 1.5 度の目標に整合するロードマップは、2019 年度比で 2030 年に 28%削減、2040 年に 80%削減と決めたのは、政府であり、我々のあずかり知らないところである。◆ 「パリ協定」から離脱する動きが始まっており、今後どうなるかは不透明である。

原告から被告への要請：被告各社の 2030 年度及び 2040 年度までの CO2 の目標削減量がわからないので、2019 年度の CO2 排出量を提示してほしい。

裁判の行方：日本では公害訴訟のように、原告の過失によって生じた損害に対して損害賠償を求めて勝訴しましたが、今回の訴訟は将来において損害が発生する可能性に基づいての差し止めを求める訴訟。世界の勝訴の勢いに乗って、裁判官がどこまで踏み込んだ判決が出せるかが焦点です。

次回の「若者気候訴訟」第 4 回公判は、9 月 17 日（水）午後 2 時 30 分から名古屋地裁で行なわれます。若い人びとが全国から傍聴に来ています。参加しませんか。（経塚）

## 中山道木曽路の『藪原祭り』 魅力いっぱい！

木曽川源流の里・木祖村で、7 月 11、12 日に地元の老若男女が担って開催

毎年、中山道木曽路のトップを切って始まる祭りは、木曽川源流の里・木祖村の藪原宿で行われ



る藪原祭りです。藪原祭りの起源は定かではありませんが、一説によれば木祖村小木曽の「十王」の地より現在の藪原宿の現在地に遷座された時（今から約 500 年以上前）が始まりではないかと言われています。古老の話によると、昔、藪原宿に疫病が流行して一日に数人の人が死んでいったそうです。

これはただ事では無いと「きっと氏神様のお咎めに違いない」それには悪魔退散に獅子を出して町内のおはらいをし、神様にも町内にお出ましを願って、御守護を賜ろうではないか・・・ということが由来とされています。江戸時代の中期以降、藪原宿医家の勝沢深水が京都の祇園祭りを見て、これを伝え現在の藪原祭りのスタイルになったとされています。

この藪原祭りは行政や観光協会に頼ることなく、その全てを地元の老若男女がそれぞれの立場で役割を担っています。特に主役の若者は、町に繰り広げられる男獅子、女獅子、御神輿の各祭礼団体に属し、運行や神楽、獅子舞の技術を伝統的に封建的な社会の中でそれを引き継ぎ、また、この藪原祭りに参加したいがためにこの木曽の地に住んでいる若者が大勢います。

令和 7 年の藪原祭りは宵祭りが 7 月 11 日（金）、本祭りが 7 月 12 日（土）に開催されます。ぜひお出掛け下さい。

（木祖村観光協会専務理事・圃中登志彦）

## 飛騨川沿いにある七宗町「豆釜匠」(飛水食品)で美味しい「心太」を食べました！

今年も 5 月 3 日（月・祝）、「緑と清流の里」の岐阜県七宗町の飛騨国道 41 号沿いにある「豆釜匠」（飛水食品）に出かけ、オーナーの渡邊昇さんから名物の美味しい心太（ところてん）や出来立ての手作り





油揚げをいただきながら、人口減少・高齢化問題についてや「若い人へ心太づくり」を伝えた話などをお聞きし、『町村週報』コラムをめぐってやり取りしました。

五月晴れの下、恒例の赤池弁財天祭りで子どもたちの「ワッショイ」「ワッショイ」の声が響きわたる祭列を見ながら、この春、新町長になられた堀部さんはじめ、知り合いの方々と交流してきました。



この間、全国町村会が毎週発行している「町村週報」のコラムを注目して読んでいます。今年の4月に掲載された「あらためて考える交流の意義」「『関係人口』活かした『適疎』のまちづくり」「地域に広場を創ろう」「3つの農村問題」や去年の「全面的な崩壊を防ぐ強靱な小地域づくり」「ローカルコモンズを創り直す」など、町村のみならず都市部の地域においても“愛着と協働”で「ここで暮らしたい」として、まちづくりを取り組んでいく上で、示唆に富んでいると実感しています。(事務局 かわさき)

## 第67回なごや水フェスタ・木曽三川マルシェ開催

国土交通省、環境省、県や市町村自治体が「水道に関する理解と関心を深めるために」毎年6月1日～7日までを「水道週間」としています。名古屋市では、その期間の日曜日に千種区にある「鍋屋上野浄水場」で「なごや水フェスタ」を開催しています。今年度は6月1日に一般公開と施設見学、木曽三川流域自治体および関連団体によるマルシェが行なわれました。

前日までの雨が上がり、風は少しありましたが好天に恵まれ、参加者は約7千人。午前10時の開始と同時に木祖村のブース前には、新鮮野菜、山菜、特産の朴葉巻き、五平餅を求める参加者が列を作りました。

みんなの会は木祖村のブースの一角をお借りして、上下流交流の活動の紹介と味噌「みなもと」「木曽川流域図」エコバッグ、ポストカードの販売を行いました。

流域図に思わず足を止めて地図に見入る人、木祖村の位置を尋ねる人、小牧市の上水道と木曽川の関係を質問する人など、地図は今も魅力的な存在です。「去年買って美味しかったから」と味噌「みなもと」を買い求めてくださる方、熱心に上下流交流の活動の話に耳を傾けてくれる人、味噌づくりの話に思わずのめり込んでしまう人など、いろんな出会いの場でもありました。(事務局 近藤)



## 「ヒロシマ・ナガサキから80年」

### ～戦後・被爆80年 あいち平和のつどい～

愛知県原水爆被災者の会（愛友会）では「戦後・被爆80年 あいち平和のつどい」を計画しています。

■日程…9月27日(土)

■場所…名古屋市公会堂(名古屋市鶴舞) ※一日、全館貸し切りです。

また、愛友会二世部会では以下の企画を準備中です。

80周年二世部会主催講演会：

『被爆によるこころの被害とは--「被爆体験」を私たちはどう受け継ぐのか』

講演：野田正彰（元関西学院大学「広島・長崎講座」教授・精神科医）

核兵器が、人々が実際に生活する都市に投下された時どんな大きな被害をもたらすのか、それを被害

者の体験から明らかにしたのは被爆者自身でした。

日本被団協は 1984 年にそれまでのさまざまな調査や証言をもとに「原爆被害者の基本要求」を策定しました。その前文には、原爆がもたらしたものについて、次のように記されています。「原爆は、今にいたるまで、被爆者のからだ、くらし、ここにわたる被害を及ぼし続けています。原爆は、人間として死ぬことも、人間らしく生きることをも許しません」

被爆後 80 年、生き残っている被爆者の平均年齢は 85 歳を超えています。被爆者の運動を引き継ぐことを決意した私たちは、原爆の被害の実相と、被爆者がその後の「生」、そして運動にこめた「思い」をあらためて知る必要があるのではないのでしょうか。被爆による被害の深さと広さを知ること、とくにこれまであまり取り上げてこられなかった「こころ」の被害について知ることは、原爆が、そして何よりも戦争が持つ残虐性・反人間性を知ることには他なりません。そのためにも、日本軍による中国の四川省・重慶の爆撃から、米軍による日本の各都市に対する空襲、そして原爆投下までを連続して考えていこうと思います。(愛友会二世の会・杉戸孝)

◆ 9月27日(土) 午前12時30分～午後1時55分

◆ 会場：名古屋市公会堂2階または3階の会議室(未定)

◆ 一人でも多くの方に参加していただくようオンラインでの配信を行います。

◆ 参加希望者はメール・電話・FAXでお申し込みください。

◆ 申込・問合先 愛知県原水爆被災者の会(愛友会) [aiyuukai@piano.ocn.ne.jp](mailto:aiyuukai@piano.ocn.ne.jp)

TEL: 052-325-7901 FAX: 052-325-7902

愛友会二世部会(大村・杉戸) TEL: 090-1626-2466 090-1286-5623

＜お知らせ＞ 皆様、お出かけください。

☆第51回木曽音楽祭開催：8月29日(金)、30日(土)、31日(日)の3日間にわたって、木曽町の木曽文化公園ホールで行われます。問い合わせ先は木曽音楽祭実行委員会 電話 0264-21-1222

☆第18回木曽の手仕事市：9月13日(土)、14日(日)に開催

☆今池まつり開催：9月14日(日)、15日(月・祝)の2日間、名古屋市千種区今池一帯で繰り広げられます。

## ＜2025年度もご支援・ご協力をお願いします＞

みん・みんの会は、会員の皆さんの会費やカンパなどによって、みん・みんの会の活動は支えられています。昨今、みん・みんの会は会員が高齢化などの諸事情で、減少してきています。また、郵送費、印刷関係費、事務用品、交通費などの値上げや物価高は、私たちの会の運営にも大きく影響してきています。2024年6月1日から2025年5月末日の1年間に会費を納入していただいた個人、団体は30人余です。

このような時節に、心苦しいのですが、本年度の会費納入やカンパをお願いします。

木曽川上下流交流・連携を持続的に一層進めていきます。

皆様のご支援、ご協力をお願いします。(事務局 かわさき)

## 水源の里を守ろう 木曽川流域みん・みんの会

連絡先：〒464-0075 名古屋市千種区内山3-7-11

FAX 0574-64-4747

携帯電話 090-4150-6156(近藤)

mail: suigenosato@gmail.com